

国民年金の届出漏れはありませんか？

～人生の節目には届出が必要です～

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。そして、その加入の種類は、自営業者や学生などの第1号被保険者、厚生年金や共済組合の加入者である第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入が一定額を超えない人）である第3号被保険者の3種類に区分されています。ご本人や配偶者の就職・転職、結婚などの人生の節目には国民年金の加入の種類別が変わることがあり、種別変更等の手続きが必要となる場合があります。

手続きが遅れますと、万が一、病気やケガで障害が残ったときの障害基礎年金や、亡くなったときの遺族基礎年金が受け取れなくなる場合もありますので、ライフスタイルが変わったら必ず手続きをしてください。

こんなときには手続きが必要です	被保険者の種別	手続き先
学生やフリーターなど、第2号被保険者以外の人が20歳になったとき	未加入 → 第1号	市役所・各支所 市民課窓口
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入 → 第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職し、第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号 → 第3号	配偶者の勤務先
60歳になる前に、会社などを退職し、第2号被保険者でなくなったとき	第2号 → 第1号	市役所・各支所 市民課窓口
会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号 → 第3号	配偶者の勤務先
配偶者が退職し、第2号被保険者に扶養されなくなったとき	第3号 → 第1号	市役所・各支所 市民課窓口
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき		

■問い合わせ 豊岡社会保険事務所 TEL 0796 - 22 - 3196
市役所市民課 TEL 672 - 6120

商業・法人登記事務のコンピュータ化のお知らせ

神戸地方法務局八鹿出張所では、商業・法人に関する登記事務について、本年8月7日(月)からコンピュータにより処理することになりました。

コンピュータ処理になると、登記簿謄本・抄本及び閲覧等の取り扱いが次のとおり変更されます。

- 登記簿謄本・抄本は「登記事項証明書」に代わります。
- 登記簿の閲覧制度は廃止され、閲覧に代わるものとして新たに「登記事項要約書」を交付する制度となります。
- 代表者の資格証明書は、「代表者事項証明書」となります。この「代表者事項証明書」は1通1,000円となります。

■問い合わせ 神戸地方法務局八鹿出張所
TEL 079 - 662 - 2767

8月は「道路ふれあい月間」です。

ポイ捨て・無断の貼り紙・はみ出し看板の設置など、何気なく使っている道路を汚していませんか？

道路はみんなのものです。正しく安全に使用しましょう。

国土交通省・兵庫県・朝来市

「緑の募金」へのご協力をお願いします。

森林や都市の緑は、日々の暮らしに欠かすことの出来ないおいしい水やきれいな空気の供給源等として、また、人々の心に安らぎと潤いを与えるなど、私達が健康で文化的な暮らしを営む上で極めて大切な環境資源です。

私達は、このかけがえのない資源を後世に残していく使命を担い、緑化事業を推進するため、毎年秋に募金活動を展開し、皆様方のご協力をお願いしております。

この募金の使途につきましては、地域の緑化に活用するほか、次代を担う緑の少年団の育成や森林ボランティア活動などに使用させていただきます。

この活動に対しても、さらなるご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。



社団法人 兵庫県緑化推進協会
朝来市緑化推進委員会